標準文書保存期間基準(第三管区海上保安本部国際組織犯罪対策基地)

令和4年4月20日 現在

| | 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 保存 期間 | 保存期間終了時 の措置 | | | |
|----|----------------------|---------------------------------------|--|---|-------------------------------------|---|--|--|--|
| 個ノ | 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 | | | | | | | | |
| | 喪及びその経緯 | | 許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書 | · 審査案 · 理由 | 許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年 | 廃棄 | | | |
| | | | 不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書 | · 処分案 · 理由 | 処分がされる 日に係る特定 日以後5年 | 廃棄 | | | |
| | | | ①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書 | · 録取書 | の他の処分が される日に係 | を乗、ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの | | | |
| | | | ②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書 | | 10年 | | | | |
| | | | ③裁決書又は決定書 | ・裁決・決定書 | 1 | | | | |
| | 者と他の | (4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯 | ①訴訟の提起に関する文書 | ・訴状 ・期日呼出状 | 10年 | 廃棄、ただし、以 下について移管 ・法令の解釈立そ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの | | | |
| | | | ②訴訟における主張又は立証に関する 文書 | ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 | | | | | |
| | | | ③判決書又は和解調書 | ・判決書 ・和解調書 | <u>'</u> | | | | |
| | | (1)許認可等に関する重要 な経緯 | 許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書 | 審査案理由 | 許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年 | | | | |
| | | | 不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書 | · 処分案 · 理由 | 処分がされる 日に係る特定 日以後5年 | 廃棄 | | | |

| | 事 | 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 保存 期間 | 保存期間終了時 の措置 | |
|----|--------------|-------------|--------------------------------------|--|---------------------------------------|---|---|--|
| | | | | ①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書 | ·不服申立書 ·録取書 | の他の処分が係される日に後 10年 : : : : : : : : : : : : : : : : : : : | 廃棄、ただし、 以下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの | |
| | | | | ②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書 | ・弁明書 ・反論書 ・意見書 | | | |
| | | | | ③裁決書又は決定書 | ・裁決・決定書 | | | |
| | | | 者とする訴訟の提起その | ①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する | ・訴状 ・期日呼出状 - 安布妻 | | 廃棄、ただし、以下について移管・法令の解策ででの解策である。 ・法令の後の政策である。 に大きな影響をした。 また事件に関する。 もの | |
| | | | 経緯 | 文書 | ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 | | | |
| | | | | ③判決書又は和解調書 | ・判決書 ・和解調書 | | | |
| その | その他の事項 | | | | | | | |
| 3 | 通達の制 及びその | | 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から2の項まで | ①立案の検討に関する調査研究文書 | ・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング | 10年 | 廃棄 | |
| | | に掲げるものを除く。) | ②制定又は改廃のための決裁文書 | ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案 | | | | |

| | 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 保存 期間 | 保存期間終了時 の措置 |
|----|------------------|----------------------------|---|------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|
| 4 | 文書の管理等に関す る事項 | 文書の管理等 | ①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 | ・行政文書ファイル管理簿 | 常用(無期限) | 以下について移管 ・移管・廃棄簿 |
| | | | ②取得した文書の管理を行うための帳 簿 | ・受付簿 | 5年 | |
| | | | ③決裁文書の管理を行うための帳簿 | ・決裁簿 | 20年(保存期 間満了時の措 置を廃棄の措 置と定めた文 | |
| | | | ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄 の状況が記録された帳簿(⑤に掲げる ものを除く。) | ・移管・廃棄簿 | 書については 30年) | |
| | | | ⑤第21条第4項に規定する行政文書ファ イル等の廃棄の記録 | ・廃棄の記録 | 5年 | |
| 5 | 契約に関する事項 | | 契約に係る決裁文書及びその他契約に 至る過程が記録された文書 | ・仕様書案 ・協議・調整経緯 | 契約が終了す る日に係る特 定日以後5年 | 廃棄 |
| 基地 | の所掌に係る事務 | | | | | |
| 6 | | 基地長の官印及び基地印 の管理に関すること。 | 基地長の官印及び基地印の管理に関する文書 | • 公印押印簿 | 30年 | 廃棄 |
| 7 | | 公文書類の受付、発送及 び審査に関すること | 公文書類の受付、発送及び審査に関す る文書 | · 文書管理 · 行政文書監査 | 5年 | 廃棄 |
| 8 | | | 基地の所掌事務に関する総合調整に関 する文書 | ・通達、例規 | 10年(例規の 立案等、主管 するものは30 年) | |
| 9 | 表彰に関する事項 | 表彰に関すること | 表彰に関する文書 | ・表彰規則 | 10年 | 廃棄 |
| 10 | | の人事並びに教養及び訓 | 職員の給与、服務その他の人事並びに 教養及び訓練に関する文書 | ・年末調整(扶養控除申告書) ・給与法、人事院規則、給実甲改正 | 5年 | 廃棄 |
| 11 | | 職員の衛生、医療その他 の福利厚生に関すること | 職員の衛生、医療その他の福利厚生に 関する文書 | ・健診・予防接種関係 ・一般健診・人間ドック申請・結果 | 5年 | 廃棄 |
| 12 | | 職員に貸与する宿舎に関すること | 職員に貸与する宿舎に関する文書 | · 国有財産関連規則 · 宿舎明渡猶予関係 | 5年 | 廃棄 |

| 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 保存 期間 | 保存期間終了時 の措置 |
|---|--|--|-----------------------|----------|----------------|
| 13 官用車の保守管理に 関する事項 | 官用車の保守管理に関すること | 官用車の保守管理に関する文書 | ・官用車保守管理 ・運転者指名 | 5年 | 廃棄 |
| | 海上における法令の違反 の防止に関すること | 海上における法令の違反の防止に関する文書 る文書 | ・捜査に関する例規 | 10年 | 廃棄 |
| 捜査及びこれに係る 犯人又は被疑者の逮 捕並びに犯人又は被 | 及びこれに係る犯人又は | 海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕並びに犯人又は被疑者の逮捕並びに犯人又は被疑者の海上における逮捕に関する文書 | ・捜査に関する例規 | 10年 | 廃棄 |
| 16 国際捜査共助に関す る事項 | 国際捜査共助に関すること | 国際捜査共助に関する文書 | ・国際捜査共助共助規則 | 10年 | 廃棄 |
| 17 警備救難業務に係る 情報収集、整理及び 通報に関する事項 | 収集、整理及び通報に関 | 警備救難業務に係る情報収集、整理及 び通報に関する文書 | - 例規 | 10年 | 廃棄 |
| 用する武器、火器、 火薬、爆薬、火工品 | る武器、火器、火薬、爆薬、火工品及び付属品の 整備計画、取扱いに関す | 警備救難の業務に使用する武器、火器、火薬、爆薬、火工品及び付属品の整備計画、取扱いに関する文書 | ・武器・弾薬関連 ・火工品の整備計画 | 10年 | 廃棄 |
| その他の関係行政庁 との間における協 力、共助及び連絡に 関する事項 | 他の関係行政庁との間に おける協力、共助及び連 絡に関すること。 | 警察、税関、検疫所その他の関係行政 庁との間における協力、共助及び連絡 に関する文書 | · 覚書 · 業務協定 | 30年 | 廃棄 |
| 20 基地の所掌事務に関する企画及び立案に関すること。 | | 本庁からの通知文書 | • 会議 | 5年 | 廃棄 |
| 21 密輸密航に関すること | 密輸密航対策 | ①密航に関する文書 | ・例規・通達 | 10年 | 廃棄 |
| | | ②捜査参考・資料に関する文書 | ・薬物・銃器関連 | 5年 | 廃棄 |

| | 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 具体例 | 保存 期間 | 保存期間終了時 の措置 |
|----|----------------------|-------|---|------------------|----------|----------------|
| 22 | 上記以外の基地の業 務に関すること | 訓練研修 | 部内研修に関する文書 | 研修 | 5年 | 廃棄 |
| | | | 部外研修に関する文書 | ・部外研修 | | |
| | | 警備管理 | 活動経費に関する文書 | ・活動経費関係一般 | | |
| | | 庶務 | 他機関連絡窓口に関する文書 | ・連絡窓口 | | |
| | | | 応援派遣捜査官に関する文書 | ・派遣捜査官 | | |
| | | | 便宜供与・講師派遣に関する文書 | ・便宜供与・講師派遣 | | |
| | | | 職員の渡航申請に関する文書 | ・渡航申請 | | |
| | | | 出向者に関する文書 | ・出向者の事務手続きに関する文書 | | |
| 23 | 所掌事務に関する事 項共通 | 全業務共通 | ①別途、正本・原本が管理されている 業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事実 関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 | | 1年未満 | 廃棄 |